

行財政の運営に関する条例の一部を改正する条例案について(概要)

令和3年12月

新 行 政 課

1 改正の背景

本県では、人口減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等、山積する課題一つひとつに果敢に立ち向かい、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を目指しています。

そのためには、旧来の手法や慣例にとらわれず、職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、施策・事業の創意工夫や変革の提案を行うイノベーション型行財政運営の実現に向けた新たな改革に取り組み、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

このため、県民に信頼される適切な行財政運営を推進する枠組みとして、平成30年10月に制定された「行財政の運営に関する条例」を改正し、県政改革を推進するための新たな枠組みを定めます。

2 改正概要

「行財政の運営に関する条例」は、県の行財政運営に関する議会の関与、毎年度の実施計画や実施状況報告、審議会による調査・審議など、行財政運営を推進する枠組みを定めています。

本条例案は、その基本的な枠組みは維持しつつも、新たな改革の推進に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行います。また、改革の姿勢を明確にするため、条例名についても「県政改革の推進に関する条例」に改正します。

(主な改正事項)

事項	改正内容
条例名	「県政改革の推進に関する条例」に改正する
方針の策定	新たな改革の基本的な方針等を定める「県政改革方針」を策定する
審議会	外部評価を積極的に活用する観点から、調査審議事項に「行政施策の評価に関すること」を加える等の改正を行う
方針の見直し	3年ごとを目処とする方針の見直し時期について、外部評価の積極的な活用等により、 不断の見直しを行うこととし、所要の改正を行う

3 今後のスケジュール(予定)

公布：令和4年3月

施行：令和4年4月

